

平成 29 年 6 月 23 日

関係各位

農林水産省による措置命令について

一般財団法人 日本生物科学研究所

一般財団法人日本生物科学研究所は、本日、農林水産省より、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）に違反したことに基づく措置命令を受けました。

弊所は同法律の施行に伴い、同法律に基づき所内に安全委員会を設置し、遺伝子組換え生物の使用等の適正な管理に努めてきました。

しかしながら、今般、弊所が製造している動物用医薬品の規格検査の手順及びその記録書類を自主点検したところ、同法律で求められている執るべき拡散防止措置について、あらかじめ農林水産大臣の確認を受けずに使用している遺伝子組換え生物の存在が判明しました。

弊所は本件について、判明後速やかに監督省庁である農林水産省に報告を行うとともに、当面の拡散防止措置として当該遺伝子組換え生物の使用等を中止しました。

当該遺伝子組換え生物が残存していた可能性のある廃液は、当研究所内の排水処理工程を経て不活化されており、人の健康及び一般環境への影響はないと判断しております。また、当該遺伝子組換え生物を使用して得られる産物による、製品の品質への影響はありません。

なお、本事例が判明した後、弊所では、全製品の生産工程について調査を実施し、当該遺伝子組換え生物の他に不適切な遺伝子組換え生物の使用等がないことを農林水産省に対し報告致しました。

今後、弊所では同法律に基づき、遺伝子組換え生物を使用するにあたり執るべき拡散防止措置について、あらかじめ農林水産大臣の確認を受けてまいります。さらに同様の過ちを防ぐために、今回の事例については研究開発者、製造従事者等関係者に対して周知し、適切に法を遵守するよう教育訓練を実施致します。

今回の措置命令を厳粛かつ重大に受け止め反省いたしますとともに、多くの関係の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたこと深くお詫び申し上げます。

今後は、再発の防止に向けた、当研究所内のガバナンス・コンプライアンス体制をより一層強化し、信頼を得られるよう真摯に取り組む所存でございます。

【本件に関するお問い合わせ先】 管理部（0428）33-1001